

## 平成 30 年度「浄化槽適正管理啓発推進月間」実施要領

### 1 目 的

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境および公衆衛生の向上を図るため、浄化槽法が施行された 10 月を「浄化槽適正管理啓発推進月間」と定め、浄化槽管理者の皆様へご理解いただくことを通じて、浄化槽の適正な維持管理および法定検査の推進に資することを目的とする。

### 2 期 間

10 月 1 日～10 月 31 日

(関連事業は 11 月 30 日まで)

### 3 キャッチフレーズ

『浄化槽 適正管理で 三方よし』(暮らしよし・社会よし・琵琶湖よし)

### 4 推進母体

滋賀県浄化槽適正管理推進協議会

〔 滋賀県、滋賀県浄化槽設置推進協議会、滋賀県環境整備事業協同組合、  
滋賀県生活環境事業協会 〕

### 5 重点事項 (取り組み)

- (1) 各種広報媒体の活用による啓発活動
- (2) 各種イベント等を通じた啓発活動
- (3) 浄化槽管理者に対する啓発チラシの配付
- (4) 浄化槽管理者に対する助言、指導
- (5) 浄化槽管理者を対象とした講習会などの実施